

久保田広博士と光学論文賞

朝 倉 利 光

(北海学園大学工学部)

1. はじめに

現在、応用物理学会光学論文賞の受賞者に、賞状とともに表彰記念品として賞牌的に久保田広博士（元東京大学教授）の写真が彫り込まれたガラス牌（写真参照）が贈られている。ところが、受賞者にはガラス牌になぜ久保田博士の写真が入っているのか疑問に思われる人が多い。このような疑問は当然であり、この疑問を解く必要があろう。実は、筆者がこのガラス牌の記念品を提案し、贈与する慣例を発足させた当時の日本光学会幹事長（1994, 1995年度）であり、この疑問への説明の義務を負わされている。この義務を果すべく、以下で光学論文賞の創設から現在に至る経緯を述べることにする。

2. 光学論文賞の創設

本論文賞の創設に関しては、浮田祐吉氏（1958, 1959年度幹事長）が書かれた“光学論文賞の制定と審査の経過について”^{1,2)}の記事にあるので、論文賞の創設にかかる最初の部分を原文のまま下記に掲載する。

「本会会員久保田広君（東京大学生産技術研究所）は『光学系の映像に関する研究』に対して昭和34年5月に授与された第49回日本学士院賞ならびに記念募金の一部を本会に寄附された。本会では同君の御意志を尊重して、その寄附金を基金として光学論文賞を制定し、光学に関するわが国の独創的な優秀論文を毎年表彰することになり、光学懇話会幹事会において次ぎに掲げる光学論文賞規程および光学論文賞授賞論文選考規程を作成し、昭和34年7月17日理事会の承認を得た。」

上記の中で、理事会とは応用物理学会理事会を指し、また光学懇話会とは現日本光学会の前身である。したがって、本賞は応用物理学会からの授与となっている。最初の本賞の論文賞規程および選考規程は、上記の浮田氏の記

事^{1,2)}にあるので参照されたい（“規程”は後で“規定”に変更）。ただし現在の規定と比べ、異なることが2点ある。ひとつは表彰対象に共同研究や団体研究が入っていたこと、もうひとつは受賞候補者の年令制限に関する記述がないことである。しかし、久保田博士のご意志に若手研究者の育成への期待があり、それを尊重する意味で実際には若手研究者を対象にしていた。具体的には40歳くらいをめどにしたことが、その後の受賞者の年令がほぼ40歳を限度にしていることからも明らかである。

3. 光学論文賞の変遷

前述のように、本賞は寄附金を基に創設された。ところが、賞創設から20年経過した1979年ごろには基金が少くなり、本賞の存続が問題となり、存続に関する検討委員会がつくられた。検討の結果、それまでの論文賞の状況から判断して、本賞がきわめて有意義な賞であり、基金がなくなった場合には光学懇話会の会計から支出することにして継続することが要望された。この辺の事情は、斎藤弘義氏（1978, 1979年度幹事長）の記事“「光学論文賞」関係規定の改訂について”³⁾に詳しく述べられている。

検討委員会の要望に基づき、本賞の継続が決まり、合わせてその当時の状況（特に1979年に応用物理学会賞が創設された）を勘案して規定改正が行われた。主な改正点は、本賞が若い新進の研究者を激励する奨励賞的な位置付けを明らかにするため、受賞者を原則として満35歳未満の応用物理学会個人会員（もちろん日本光学会会員は含まれる）としたこと、旧規程にあった共同研究・団体研究を除くこと、規定の有効期間を10年としたことなどである。

上記の有効期限に基づき、10年が経過した1990年に再度論文賞検討委員会が設置された。その結果、検討委員会は規定の改正とともに新たに日本光学会奨励賞の創設の提案を行った。これらの経過は、池田光男氏（1990, 1991年度幹事長）の記事“光学論文賞規定の改訂と日本光学会



図1 光学論文賞ガラス牌。

奨励賞の新設”⁴⁾に詳細がある。改正の主点は、奨励賞の新設に伴って受賞者の年令制限を35歳から40歳に引き上げたこと、受賞対象者を日本光学会会員としたことである。改正の理由には、論文賞が高度な研究論文を対象とすることができ、その権威が維持できること、さらに日本光学会活動の活性化への期待があった。この改正は、現実には論文賞創設のときの基準に戻ったようなものである。

最近では、1995年に再度論文賞規定の改正が行われた。この改正では、受賞候補者の対象に日本光学会会員と同様に応用物理学会会員を入れた。

4. ガラス牌について

以上、光学論文賞の創設と変遷を紹介した。本賞にかかる費用などが、基金から学会負担へと変わったが、本賞の創設の精神は十分に生かされてきた。本賞の受賞者数は、1959年度から現在までの41回で76名に達してい

る⁵⁾。その後の受賞者の活躍からわることは、本賞が光学分野の若い研究者育成に多大な貢献をしてきており、本賞の存在が非常に有意義であったことは疑いのないところである。したがって、本賞の創設の基となった久保田広博士のご意志は賞賛に値するものがあり、本賞は“久保田”賞の名にふさわしいものである。

論文賞規定に明示のとおり、受賞者には表彰として賞状の授与と記念品の贈呈が行われる。この記念品は、早期には某会社からの寄贈として用意されたが、その後は幹事長が前例（主にカットガラス器）を参考に準備してきた。この準備は、結構大変な幹事長の仕事になっており、筆者が幹事長のときにこの問題への解決策を模索した。その結果、株式会社ニコンでオリジナルデスクルーペと称して、光学ガラスに写真などを彫り込むことができるアート感覚のルーペを作っていることがわかり、表彰記念品としてそれを用いることを検討した。最終的には、ニコンの鶴田匡夫氏と相談し、論文賞が“久保田”賞であることの認識の基に久保田博士の写真を彫り込むことを提案するとともに、ニコンで製作し寄贈していただけることになった。もちろん、この提案は奥様であられる故久保田あや夫人にお伺いし、了承を得た。このような経過を経て、1995年度から受賞者へ記念品として久保田博士の写真の入ったガラス牌が用意され、贈呈されて現在に至っている。ここに改めて、記念品ガラス牌への鶴田氏のご厚意に対して心より感謝の意を表す次第である。

5. おわりに

応用物理学会光学論文賞の創設・変遷を振り返り、その中で久保田広博士の写真入りのガラス牌の由来を紹介した。日本光学会の重大な役目に、広い光学関連分野での若手研究者の育成と学界・産業界などでの研究・開発の増進への牽引者となることがある。光学論文賞は、この方向で多大な貢献をしてきており、ますますの発展が期待される。

文献

- 1) 浮田祐吉：光学ニュース，No. 48 (1960) 4.
- 2) 浮田祐吉：光学，11 (1982) 11.
- 3) 斎藤弘義：光学，9 (1980) 197.
- 4) 池田光男：光学，21 (1992) 367.
- 5) 日本光学会：日本光学会会員名簿 (1999年度) (2000) p. 143.